

令和3年度愛知県地方精神保健福祉審議会における委員意見への回答

No.	委員名 ※五十音順	意見	回答
1	明智委員	(1)警察官通報に係る夜間・休日の通報受理等業務体制について(愛知県の体制) ・ 資料を拝見しますとこれから実際の運用が開始されるのかと思うのですが、コロナの疑いがある有熟者などの対応を考えておいたほうがよいのではないでしょうか。 (2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ 特にありません (3)精神保健福祉対策に係る令和3年度予算について ・ 特にありません	(1)御意見ありがとうございます。実際の運用については令和3年4月1日から開始しております。また、コロナ疑いがある有熟者の対応は、精神科救急医療関係者間で検討し、主に精神医療センターで対応する仕組みとしております。
2	伊東委員	(1)警察官通報に係る夜間・休日の通報受理等業務体制について(愛知県の体制) ・ 保健所職員が警察署などに出向いて行くことで、対象者の状況把握がスムーズになり医療機関側が把握しやすくなった。(以前は、オンコールなどのため、詳細が医療機関に伝わらなかった。) ・ 通報にかかわる業務を専門の通報対応グループが行うことで、患者様の状況把握や、保健所とのやり取りがスムーズにできるようになった。 ・ 警察官通報に対して85%が臨場調査を実施されており、今後も、通報に係る事例は対象者の人権にかかわることも多いため、丁寧な調査をお願いしたい。対象者の権利に配慮しながら今後も運用を進めていただきたい。 ・ 一方で、夜間・休日に警察官通報がなされて病院受診となった場合に保健所職員が同席せずに措置診察が行われ、その結果緊急措置入院となった場合の告知や診察前の告知について病院職員が行う場合がある。その対応が保健所によって対応にばらつきがあるため方法の統一の検討や代替案の検討をお願いできないか。 (2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ あくまでも支援対象者の同意が必要であるが、保健所職員の説明が消極的に感じられる時がある。同意を得るための積極的な説明などが望まれる。 ・ 支援対象者の同意を得られなかった数が一定数見られるので、その方々への支援も重要と考える。本人が退院後の支援について同意をしなかった場合でも、家族支援は行うなど安定した地域生活を送るための策を保健所の立場としても検討いただきたい。 ・ 県保健所と中核都市保健所との支援に対する意見の違いがあり、医療機関として戸惑う時がある。また、措置の権限をもつ管轄保健所と本人の住所地である中核市のケースの場合、役割分担がわかり辛いときがある。両保健所の立場を明確にして、連携を密にしていきたい。 ・ 管轄保健所によっては、措置対応ケースの実績数に偏りがあると聞いている。保健所職員の負担が懸念される一方で、支援の質が担保されるようお願いしたい。 ・ 始動が遅いと感じる。他の入院形態に変更したのちに、支援委員会が開催されることがある(それでも良いのかもしれないが)。 ・ 支援計画書作成に当たり、医療機関提出の意見書がそのまま使用されていることがあり、形式的に支援計画書を作成すればそれでよいものと感じられるときがある。保健所職員の支援対象者への聞き取りが1回の時もあり、十分な関係性作りやアセスメントができていないと思われる。退院までのタイミングもあるが、関係性作りの構築のためにも、もう少し丁寧な聞き取りなどをお願いしたい。 ・ 退院後、諸事情で別の医療機関に通院する場合、支援会議等とその医療機関の医師や精神保健福祉士等の参加が困難である。特にクリニック等は周知が不十分なことも想定されるため、事業の周知と参加の必要性を伝えていく必要があると考える。また、参加しやすい状況(時間や場所など)を検討する等それ以後の支援体制を密にする仕組みを講ずる必要性を感じる。 (3)精神保健福祉対策に係る令和3年度予算について ・ 愛知県措置入院者退院後支援事業に関する、かかわっている機関(例えば、相談支援事業所)への報酬はどうなっているのでしょうか。	(1)御意見ありがとうございます。当該対応は、令和3年4月1日より、県の各保健所からこころの健康推進室通報対応グループに集約化することで統一的な対応を図っております。臨場調査の丁寧な実施も含め、御意見については、保健所職員等によるワーキンググループ等で情報共有を行い、検討を深めてまいります。 (2)御意見ありがとうございます。当該事業の積極的かつ円滑な実施に向けて様々な御意見については、当該事業の研修会の活用等により、県や中核市保健所職員の間、幅広い関係者間で顔の見える関係を築きつつ、情報共有を行い、検討を深めてまいります。 (3)ケース検討会議の参加機関の職員に所定の報酬を支払うための予算を確保しております。
3	伊藤委員	意見なし	
4	尾崎委員	意見なし	
5	兼松委員	(1)警察官通報に係る夜間・休日の通報受理等業務体制について(愛知県の体制) ・ 資料拝見いたしました。体制を変更したことで、迅速な対応ができ、必要な緊急措置診察につながる事が出来たということのようですので、どう体制がうまく機能していると思われまます。引き続き問題点や改善点がないかどうかを検討いただければと思います。 (2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ 国のガイドラインに従って進めていること等につき理解致しました。困難な点や課題などがあれば、また具体的にお示しいただき、検討できる場があるといいかと思ひます。 (3)精神保健福祉対策に係る令和3年度予算について ・ 特に意見はありません。	(1)御意見ありがとうございます。問題点等があれば、引き続き保健所職員等によるワーキンググループ等で検討してまいります。 (2)御意見ありがとうございます。課題等があれば、引き続き当該事業に関する研修会等で検討してまいります。
6	木村委員	意見なし	
7	窪田委員	(2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ II-③支援関係者の中に是非『ピアサポーター』も記載していただきたいです。5.入院先病院の役割(…対応を行うことが望ましい。)では、医療者の参加意欲が下がる書き方だと思うので(対応を行うこと。)の方が良いと思います。	(2)御意見ありがとうございます。今後の事務上の参考といたします。
8	下村委員	(1)警察官通報に係る夜間・休日の通報受理等業務体制について(愛知県の体制) ・ 異論ございません。 (2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ 異論ございません。 (3)精神保健福祉対策に係る令和3年度予算について ・ 依存症対策総合支援費が減になった根拠はわかりましたが、臨床現場では、コロナ禍の中でアルコールやネット依存症が増加していますので、来年度予算計画に反映して頂けますと幸いです。	(3)御意見ありがとうございます。依存症対策総合支援費は重要な事業との認識をしております。令和4年度当初予算案については、総額31,313千円を計上し、ギャンブル等依存症対策推進計画改定等のため、前年度から4.0%増としております。
9	鈴木康仁委員	(1)警察官通報に係る夜間・休日の通報受理等業務体制について(愛知県の体制) ・ 昨年10月「特段の問題ない」とのことでのこの事業が円滑になされていることよるこばしく思ひます。引き続き、国から示された「措置入院の運用に関するガイドライン」に沿った対応をしていただくことと、対応した内容の検証をしていただきますようお願いいたします。 (2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ 特になし (3)精神保健福祉対策に係る令和3年度予算について ・ 保健所は地域の精神保健福祉の最前線を担っていただいています。また、市町村精神保健福祉担当や相談支援事業所も頼りにしていますので、人員の確保及び充実にも努めていただくようお願いいたします。特にこの度の新型コロナウイルス感染症の対応ではたいへんなご苦勞をいただいていることと思ひますので、特段の配慮をお願いいたします。	(1)御意見ありがとうございます。引き続き、保健所職員等によるワーキンググループで検証してまいります。 (3)御意見ありがとうございます。引き続き、保健所精神保健福祉業務が適切に対応できるよう人員確保を含めた業務実施体制の充実にも努めてまいります。なお、新型コロナウイルス感染症の対応にあたっては、保健所に対し、保健医療局各部署のみならず、他部局も含めて、多数の応援職員を派遣しております。
10	鈴木幸男委員	意見なし	
11	西岡委員	意見なし	
12	西山委員	意見なし	
13	長谷川委員	(1)警察官通報に係る夜間・休日の通報受理等業務体制について(愛知県の体制) ・ 臨場調査は、原則として県職員が警察署に出向き実施することとなっておりますが、その実施率は85.3%です。県職員の臨場調査の実施率を原則に近づけるようにしてください。 (2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ 愛知県措置入院者退院後支援事業による支援会議の参加者は「支援対象者及び家族の参加を原則とする」ことになっております。しかし、ガイドラインには「会議には、本人と家族その他の支援者の参加が原則」となっておりますので、「その他の支援者」の追加を検討ください。	(1)御意見ありがとうございます。臨場調査の実施状況について、保健所職員等によるワーキンググループ等で情報共有を行いつつ、適切な対応に努めてまいります。 (2)御意見ありがとうございます。支援会議は支援者の参加を前提としております。文言の整理の仕方に関して、今後の事務上の参考といたします。
14	福田委員	意見なし	
15	舟橋委員	意見なし	
16	細川委員	意見なし	
17	前田委員	(2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ 支援会議に『支援対象者および家族の参加を原則とする』とあるのは大変よいかと思ひますが、他にどのような立場の方が参加されるのか、教えていただけたらありがたいです。	(2)措置入院先医療機関、帰住先市町村、退院後病院先医療機関、障害福祉サービス事業者、その他支援団体の職員等が参加するものです。
18	柵木委員	意見なし	
19	萩山委員	意見なし	
20	渡邊委員	(2)愛知県措置入院者退院後支援事業について ・ 数字の実績では、社会復帰の促進がどこまで図られたのかわからないところがあります。実際に説明が聞けると、理解ができたのではないかと思ひます。前にも言ったかもしれませんが退院後につながる支援をしていくために、地域(福祉)の役割を、「流れ」の中に位置づけて頂けるとわかりやすいかと思ひました。ただ、目的が措置入院者の社会復帰の促進なので、地域生活に焦点をあてることは市町の役割であり、この事業にはそぐわないかとも考えました。「にも包括」における役割を考えたとき、福祉分野で支援をする立場としては、協同、連携が図れると良いと思ひました。	(2)御意見ありがとうございます。引き続き、支援対象者が地域で安心して生活できるよう当該事業の研修会等を活用しつつ、市町関係者等とも連携を図ってまいります。